

第2章 スポーツにおける排除や差別 —一般的な構造および性的マイノリティの観点から—

來田 享子¹⁾

性的マイノリティに位置づけられる人々がスポーツにおいて抱える困難さとそれに対応するための課題を検討するにあたり、本章では、1) スポーツにおいて生じる排除や差別の一般的な構造を読み解くこと、2) スポーツにおいて生じる性的マイノリティに対する排除や差別の構造を読み解くこと、を目的とする。

そもそもスポーツでは、どのような人々が排除されたり、差別的で不平等な扱いを受けるのであろうか。また、それはなぜ生じるのであろうか。この疑問に迫ることが、本章の第一の課題である。また、なぜスポーツでは性的マイノリティに特に着目する必要があるのか、スポーツにおける性的マイノリティに対する排除や差別は、社会一般の他の場面とどのように異なるのであろうか。これが第二の検討課題である。

1. スポーツにおける排除や差別の一般的な構造

(1) 様々な排除や差別

性的マイノリティと称される人々が、社会から排除されたり、差別的な扱いを受ける事例が存在してきたことは、認識されている。一方で、スポーツ界ではどのようなことが問題になるのかについては、十分な認識がなされていない場合が多い。

後の章において調査結果として示されるとおり、あたかもスポーツ界には性的マイノリティは存在しないかのように認識されたり、組織者・指導者が身近な解決課題としては捉えることができていない状況が長く続いてきた。

一般的に、スポーツ界における差別的な事例は、競技会等への参加をめぐり顕在化する。その多くは、そもそも社会に存在した差別がスポーツに持ち込まれ、特定の人々の集団を排除しようとする

事例である。最も初期の具体的事例のひとつは、階級にもとづく差別である。後にアマチュア規定¹⁾と結びつくことになる「参加規定」には、労働者階級の人々を排除する意図があった²⁾。

この事例の背景には、近代以降のスポーツにおける組織化・制度化の過程がある。18世紀半ば以降から19世紀にかけてイギリスやアメリカを中心に統括組織が形成されたスポーツでは、それらのスポーツの担い手が、比較的社会階層が高く、高いレベルの教育を受けることが可能な白人男性であることを前提としていた。そのため、白人男性が特権的に楽しむスポーツは一流ないし正統な競技であり、それ以外の人々が同じスポーツを楽しむ場合は、二流以下ないし亜流という位置づけがなされることになった。こうした位置づけは、スポーツにおける排除や差別を許容し、さらには「伝統」と称して正当化する意識を醸成したと考えられる。

一方、大会への参加をめぐる差別には、スポーツの競技会における参加規定や競技規則などのルールが触媒となり、社会における差別を拡大・増幅させたり、スポーツに特有の排除や差別的現象を生じさせる場合がある。こうした事例には、本調査研究が対象とする性的マイノリティに対する差別だけでなく、性にもとづく差別、宗教的な差別などがある。たとえば、大会に女性を参加させないという過去のルールは、女性の身体に負荷をかけ過ぎるといった当時の医科学的な理由にもとづいていたが、スポーツにおける女性の不在は、女性の不活発さを人々に信じ込ませ、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分業や意志決定を女性が担わない社会を当然と考える発想を助長した。

宗教的な差別に関しては、ごく最近にも発生している。2012年ロンドン・オリンピック大会では、柔道において、イスラム教徒の女性が身につけるヒジャブ³⁾の着用の可否が問題となった。国際柔

1) 中京大学

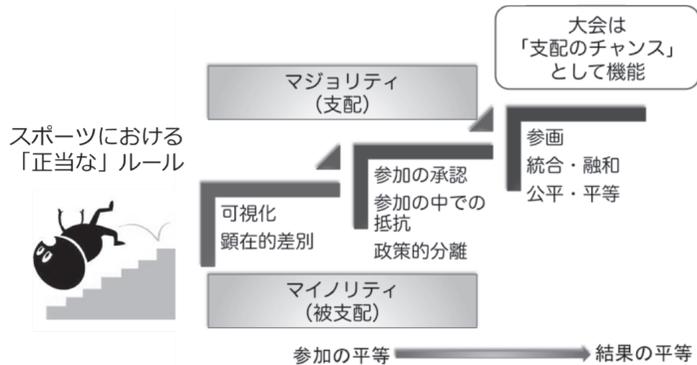


図1 差別の段階 (来田, 2017)

道連盟 (IJF) は、競技時のヒジャブの着用には安全性上の問題があるとの立場をとってきた。しかし大会直前に着用の容認が可能なヒジャブのデザインについてIOCとの間で合意が成立し、サウジアラビアの女性選手の出場が可能になった⁴⁾。

これらの事例は、身体への負荷や安全性という、スポーツからみれば正当で合理的な根拠にもとづく「区別」であるようにも見受けられる。しかし、スポーツのルールによって、スポーツから排除される人々が現実に存在するという観点では、排除や差別と見ることも可能になる。

ルールを触媒にして発生するスポーツにおける排除や差別の問題は、社会に一定程度根づいてきたスポーツという制度そのもののあり方を揺り動かすような課題を提起しているともいえよう。

大会への参加をめぐる差別以外にも、視野にいれるべき事例は多々あると考えられる。たとえば、大会に出場すること以前に、参加登録をするためのクラブに加盟できない (人種、民族、同性愛者)、そもそも共にスポーツをすることができると考えられてこなかった (人種、障害者)、試合に参加したとしても言葉の暴力や不平等な扱いを受ける (人種、民族、国籍、女性、性的マイノリティ)、ある特定の人々による大会を実施し、それ以上の解決策は模索されないままになる (障害者、女性、宗教、性的マイノリティ) などの事例がこれに該当する。

(2) スポーツにおける排除や差別の段階

こうした排除や差別は、社会一般と同様、スポーツにおいても、段階的に理解する必要がある。この理解の概念的な枠組みの一例を図1に示した。

課題解決に対する障壁が最も高いのは、排除や差別を受けている人々がまったく考慮されず、不可視化され、スポーツという制度やそこでのルールによって、いわば門前払いを食らっている段階である。

次に、排除や差別が存在することは認識されているものの、スポーツの独自性や本質の観点から制度やルールが「正当化」されたり、明らかに不平等な扱いがなされる段階がある。この段階では、既存の制度やルールの下でスポーツに参加することが可能な大多数の人々 (マジョリティ) とは異なるなんらかの場や手段によって、被差別的な扱いを受けている少数者の集団 (マイノリティ) はスポーツ活動を実施することになる。

この段階に続くのは、従来のマジョリティの制度・ルール下で実施される大会等の場に参加することの是非が議論されたり、その結果として参加が承認される段階である。参加の承認がなされた後には、大会等の場において、差別的扱いが根強く残されている状況が可視化されることもある。どのような形態をとって可視化されるかについては、近年のスポーツ界においても様々な事例がある。

上記2つの段階の中間的な状況として、参加の承認に向けた戦略ないし政策的に、マジョリティ

表1 SNSやインターネットを通じて世界中に拡散された差別的事件の例

年	月	出来事の概要	誰から誰に	どのような場で
2014年	3月	浦和レッズのサポーターグループが“Japanese Only”と記した横断幕をスタンドゲートに掲げたことが問題となる。外国人排除のメッセージであると解釈され、Jリーグチェアマンの謝罪会見、浦和レッズに対する無観客試合、横断幕を掲げたサポーターグループの無期限活動停止処分が下される	サポーター ↓ 外国人	試合会場での行為
2014年	4月	スペインのサッカー1部リーグでブラジル代表でもある選手に対し観客がバナナを投げ込む事件。この行為は、ヨーロッパ文化の中ではアフリカ系選手に対する差別的メッセージであるとされ、観客は永久入場禁止処分となる。世界のサッカー選手がバナナを持ち人種差別撲滅を訴える画像がSNSで多く流される	観客 ↓ 選手	試合会場での行為
2014年	8月	横浜FマリノスVS川崎フロンターレ戦で、横浜マリノスのサポーターがピッチに向かってバナナを振る行為が発生。4ヶ月前のスペインでの事件を受け、この様子がSNSで拡散され、調査が行われた結果、横浜マリノスはこのサポーターを無期限入場禁止処分となる	サポーター ↓ 選手	試合会場での行為
2015年	5月	ラグビーワールドカップの関連番組宣伝の自社ホームページで日本テレビが「セクシーラグビールール動画」を掲載し、女性に対する性差別的表現であるとしてSNS等で批判を受ける	メディア ↓ 女性一般	ネット上の動画

とマイノリティが分離され、別個の大会等が実施される事例がある。たとえば、1922年から1934年まで4大会開催された、いわゆる「女子だけのオリンピック」と称される国際女子競技大会はこの例である。また親族以外の男性に手と顔以外に自分の身体を見せることが宗教的に禁じられた女性のための「ムスリム女子競技大会」もこの一つと考えることができる。

最終的な目標とされる段階は、制度やルールに関する意思決定にもマジョリティが参画し、マジョリティ／マイノリティの双方により、公平・平等であるとの合意が形成された上で、大会等が実施される状況である。近年では、障がいを持つ人々のスポーツの場に関し、政策的分離の妥当性が問われ、いわゆるインクルージョン教育、インクルーシブなスポーツの在り方が問われるようになってきている。こうした傾向は、より目標とされる段階に近づくための模索のプロセスだと考えられる。

(3) 排除や差別の実行や顕在化の多様化

周知のとおり、2015年に全面改定されたユネスコによる「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」⁵⁾においては、人々がスポーツを実施するために欠かせない環境として、人権侵害がないことを明示している。また、オリンピック憲章オリンピックズムの根本原則第6項⁶⁾においても「人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会のルーツ、財産、出自やその他の身分など」として11の差別の形態が明示され、差別が容認されないことが謳われている。残念なことに、こうした憲章等があっても、排除や差別の事例は国内外で発生し続けている現状がある。また、それら排除や差別的な行為が実行される方法や、行為の場にはいない第三者に行為が広く知られる方法についても、近年は多様化している。

表1に2014年から2015年にかけて、インターネットやSNSを通じ、排除や差別の出来事が競技

場の外へと広く拡散された出来事を示した。これらは、従来であれば競技場の内部にとどまり、試合を報じたメディアに取り上げられなければ顕在化しない場合もあった。SNSの利用によって、排除や差別をなくそうとする動きが活発化する側面もある一方で、差別的言動を根づかせたり、拡散される場合もあり得ることが示唆されている。また、2015年5月に発生した日本テレビによるインターネット上の動画が問題になった事件は、スポーツにおける排除や差別をめぐる新たな問題提起となった⁷⁾。

問題の動画が放送された番組であった場合には、放送局の自律的なチェック機関としての放送倫理・番組向上機関（BPO）による検証がなされ、倫理違反が指摘されることによって、一定の抑止が期待できた。しかし、インターネット上の動画は、「放送」とは異なるため、従来の枠組みでは議論が困難である。

さらには、スポーツ界ではスポーツ組織自体の倫理綱領等が自主的に定められているものの、その範囲はスポンサーやメディア等、スポーツの普及や財的支援を行う組織には及んでいない。したがって、スポンサーやメディアがスポーツを用いた人権侵害を行った場合の対処については、定まった見解やガイドライン等が存在していない。むしろ、スポーツ組織の側からすれば、当該スポーツを支援するスポンサーやメディアに対し、弱腰の対応しかできない可能性が非常に高いと考えられる。

2. スポーツにおいて性的マイノリティに対する排除や差別が生じる構造

ジェンダーやセクシュアリティ等、性的なことながらもとづく差別や不平等にとって、スポーツは最後の砦ともされる。この表現は、性的な差別や不平等は、社会の他の分野よりもスポーツに根付きやすく、また解消が困難であることを示唆している。

ここでは、このような表現が成立する背景となる、スポーツという制度やそこでのルールがもつ特徴について簡単に触れ、性的マイノリティに対する排除や差別が生じる構造を理解しておきた

い。なお、ここで概観する内容は、本章の後に続く各章でも触れられるであろう。

(1) 男女を峻別したカテゴリーでの競争

スポーツは身体に関わる文化であり、社会一般では、スポーツという語から「身体を通じた競争」がイメージされることが多い。この理由のひとつには、教科科目としての「体育」において、いわゆる競技的な種目を教材として経験する割合が高いことがある⁸⁾。義務教育レベルでも経験する競技的なスポーツの価値のひとつは、自己を乗り越えるための努力（excellence、卓越性）にあるとされる。身体を通じてこの価値を経験する際、他者は自己を相対化したり、自己の存在を確認するための重要な存在となる。たとえば「競争相手」とは、スポーツの行為主体である自己の外部にある他者にほかならない。また、競争では「過去の自分」を自己の内部に他者として置き、それとの比較によって競争的な経験を形成することも可能である。

スポーツのルールには、他者と自己との境界を生成し、競技を競技として成立させる役割がある。このような競争相手としての他者を生成する仕組みは、時には、競争相手たり得ない他者と競争相手たり得る他者とを腑分けすることによって、スポーツにおける平等や公平を担保する場合がある。

より身近な表現を用いれば、オリンピック大会で男女が陸上競技100m走を共に競技するならば、女性は男性の競争相手たり得ず、女性にとって不利なレースが展開されることが予想されるため、男女は別のカテゴリーで競技する、という仕組みがこれに相当する。平等や公平性を担保するためのこの仕組みがあるために、競技性が低いスポーツ場面や、まったく競技的ではない身体活動においても、男女別のカテゴリーに分かれて実施することを自明視する傾向が生じることになる。

(2) パフォーマンスにおける「男性優位」イメージの形成

メディア等を通じ、多くの人は男女を峻別して実施する競技的なスポーツを目にし、また男性の

パフォーマンスのほうが平均的にみて優れているという記憶や印象を形成する。この記憶や印象は、スポーツのいかなる場面でも男性が優れているという誤解を生じさせることになる。この誤解の故に生じる現象には、運動のできない女子よりも運動のできない男子の評価がおとしめられる傾向⁹⁾や、体育授業時に男子生徒と女子生徒に対する教師の態度に違いが生じる¹⁰⁾ことなどがある。トップレベルを目指してトレーニングを重ねたアスリートでない限り、パフォーマンスは、性別・年齢・経験等の影響を大きく受け、個性や個人差の範疇で理解すべき要素を多く含んでいる。しかしながら、スポーツを取り巻く様々な情報の影響や平均値という指標によって「スポーツのパフォーマンスでは男性が優れている」という、自らの身体経験とは遊離した固定的イメージが形成されることになっている。

(3) 「男らしさ」形成ツールとしてのスポーツ

現在でも見られる上述のような状況に加え、近代以降のスポーツの発展そのものが男性中心主義的であったことの影響は大きい。

両性の身体には違いよりも共通点のほうが多いからこそ、同じ競技を実施することが可能である。しかし、18世紀以降、解剖学や医学によって女性と男性の身体の生物学的な違いが強調されるようになった¹¹⁾ ことの影響は少なくなかった。この影響により、両性が同じ競技を行った場合でも、それぞれにとっての目的や教育的な効果の面から異なる位置づけが与えられた。男性にとってのスポーツは、体力とともに勇気・判断・協調性などのリーダーとしての資質をつくるための教育的なツールであるとされた。一方で、女性にとってのスポーツは、健康な母体をつくるとともに、優雅な振る舞いや美しい姿勢を身につける礼儀作法¹²⁾とされた。そのため、女性が競技において過剰に競争的であること、荒々しさや粗暴な態度、身体活動として激しすぎるなど、などは特に批判の対象となった。このような異なる位置づけは、近代スポーツにおける性の二重規範（ダブルスタンダード）として理解されている。

とはいえ、男性に対するエリート教育の場であ

あったパブリック・スクールにおいても、19世紀半ばまでは、スポーツを重視する傾向はそれほど強くなかったとする指摘がある。村岡¹³⁾は、ジェントルマン育成のための教育が、実用性とは離れたところにある教養としての、いわゆるリベラル・エデュケーションを重視していたこと、そしてこのリベラル・エデュケーションには実用性とは離れた肉体的な営みとしてのスポーツが含まれていたとする。しかし、19世紀半ばまでは、文明の発達によって社会はしだいに女性的になり、それに見合っただけでジェントルマンもまた、男性的であるより女性的なものとなっていったとも述べている。ところが、19世紀半ば以降、男性的なアスレティシズムが教育的イデオロギーとして重視されるようになり、もともと含まれていたスポーツを重視する傾向が、以前より非常に強くなったという。その社会的な背景の一つには、都市化が進む中で衛生問題が大きな社会的課題となり、教育界でも身体の壮健さを重視する傾向が強まったことがあった。さらに、身体の壮健さを重要視する風潮は、生物界の自然淘汰の法則や適者生存の法則を唱えたダーウィニズム、あるいは優生思想とも結びついていった。

工業化によって台頭してきた中流階級と従来からの貴族。この両者がエリートとみなされるようになった社会の中で、パブリック・スクールはそれらの子弟を教育するためのエリート養成機関という役割を与えられていた。そこでの教育が社会の担い手としてのエリートに身体の壮健さを要求することは、当然のことであった。さらに、このような要求は当時のイギリスにおける帝国主義の風潮の高まりや英雄崇拜とも結びつくことによって、身体の壮健さだけでなく、壮健な身体とは分かちがたいとされる勇気・精力・忍耐・自制・規律・協同・集団精神などの質を要求するものとなった。

このような歴史的な背景によって、スポーツは「男らしさ」を象徴する文化として根づくとともに、それと対置される人間的価値、いわば“女々しさ”に対する否定的評価を内包する文化として社会に承認されてきた。

現代社会における価値観からすれば、上述のような男性的要素は、いわば「リーダーシップ」という用語に集約されるような資質であり、スポーツをツールとして性別に関わりなくめざすことができる人間の資質であることは、いうまでもない。

(4) スポーツにおけるヘテロセクシズム（異性愛主義）とホモフォビア（同性愛嫌悪）

先に述べたような、スポーツにおいて「男らしさ」を価値づける傾向は、結果として「女らしさ」や女性そのものを低く価値づける（ミソジニー）とともに、男性同士の連帯（ホモソーシャル）¹⁴⁾を重視することにつながる。この男同士の連帯においては、性的な結びつきへと転換されることは許容されず、むしろ忌避されることから、スポーツにおいては同性愛（ホモセクシュアル）が嫌悪される（ホモフォビア）ことになる¹⁵⁾。この傾向は、スポーツがヘテロセクシズムに満たされる状況を生み出す¹⁶⁾ことになる。ヘテロセクシズムとは、藤原¹⁷⁾によれば、「生殖を目的とする夫婦やカップル（異性愛）のみが『正常』であるという考え方（異性愛至上主義）によって、異性愛以外のあり方を排除する作用と性差別（セクシズム）とを結びつけた考え方」である。

ま と め

本章では、1) スポーツにおいて生じる一般的な排除や差別の構造を読み解くこと、2) スポーツにおいて生じる性的マイノリティに対する排除や差別の構造を読み解くこと、を目的とした。

スポーツにおける性的マイノリティに対する排除や差別は、他の排除や差別の形態と同じような段階を経て、ごく最近になって可視化され、不平等の解消が目指されるようになったテーマである。

性的マイノリティに対する不平等の解消をめざす動きが他の排除や差別の形態よりもかなり遅れた背景には、スポーツの4つの特徴の影響があると考えられる。その4つの特徴とは、

- 1) 男女を峻別したカテゴリーで競技が実施される
- 2) パフォーマンスにおける「男性優位」イメー

ジが形成されている

- 3) 「男らしさ」形成のツールとして歴史的に発展してきた
- 4) スポーツ領域ではヘテロセクシズムとホモフォビアが積極的に肯定されている

これら4つの特徴は、①性別の境界が曖昧であること、②性別の境界が混乱する状況、を許容しづらい文化としてスポーツを根づかせてきた。

性的マイノリティと称される人々は、これら①②に該当する存在であるがゆえに、不平等の解消に向け、スポーツ界が対応策や課題解決に向けた方針を示さなければならないといえる。

ただし、いわゆるLGBTと称される人々のうち、LGBにあたるLesbian（女性に対して魅力を感じる女性）、Gay（男性に対して魅力を感じる男性）、Bisexual（男女両性に魅力を感じる人）と、TにあたるTransgender（出生時に与えられた性別に違和を感じる人や性自認が男女のいずれかのカテゴリーに収まらない人、社会的に期待される制約割りやジェンダー表象に収まらない人）では、スポーツにおいて抱える困難さ、スポーツ界が検討すべき課題は異なっている。

LGBに対しては、スポーツ界がヘテロセクシズムとホモフォビアに満たされていることから、セクシュアリティにもとづく差別的扱いを受ける可能性やありのままの自分でスポーツに取り組むことが難しいという困難さが生じることが想定される。一方で、Transgenderの場合には、性自認とは異なるカテゴリーで競技することによって感じる抑圧感や、スポーツにおいては越境不可能とされる性別を越境することによって受ける差別的扱いによって、困難さが生じることが想定される。

また、LGBTという表記には含まれていないが、Intersex（身体的特徴あるいは染色体の特徴が典型的な男女の枠組みに収まらない人、あるいは両方の特徴を持っている人）やQuestioning（自身が性的マイノリティかもしれないと感じ、自分に適した性的指向、性自認、ジェンダー表象を形成途中の人）に関しても視野にいられた検討が必要である¹⁸⁾。

2010年代に入り、LGBTが受けた差別的扱いについての実態を調査した研究が見られるように

なってきた^{19, 20, 21)}しかし、スポーツの指導現場において、指導者がどのような困難や課題に直面するかについて実態を把握した調査はほとんど見られない。したがって、性的マイノリティと称される人々に関する個別の状況を踏まえつつ、指導者の視点から実態を把握することは、課題解決に向けた対策を迅速に進めるために、欠かせない検討であると考えられる。

引用・参考文献

- 1) IOCは1901年、金銭等の報酬を得ることを目的に競技する者を排除し、スポーツの精神を守るための倫理的な規定「アマチュア規定」を作成した。オリンピック憲章から削除されたのは1974年。
- 2) 来田享子 (2010) 「アマチュアリズムとプロフェッショナルリズム」木村吉次編『体育・スポーツ史概論』(改訂2版) 市村出版, pp.130-135.
- 3) アラビア語の「覆うもの」から頭や身体を覆う女性用の布を意味する。イスラム教の宗教的シンボルとして理解される場合もある。別の項で触れるとおり、スポーツの試合中の着用に関しても議論がある。
- 4) 朝日新聞デジタル (2012年8月1日付) <http://www.asahi.com/olympics/news/TKY201208010658.html> (2018年4月14日 接続確認)
- 5) ユネスコ (2015) 体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章 (日本学術会議健康・スポーツ科学分科会監訳)。(なお、この日本語訳は以下のサイトで英語版原文とともに公開されている) <http://jaaspehs.com/important/269/>
- 6) <https://www.joc.or.jp/olympism/charter/> (第6項に差別の枠組みとして性的指向が盛り込まれることになった経緯については後述)
- 7) 来田享子・香山リカ・佐野信子・高峰修・建石真公子・田中洋美・藤山新・宍戸桃子 (2017) 「日テレ動画問題」JSSGS検証ワーキンググループ中間報告, スポーツとジェンダー研究 15: 53-62.
- 8) 日本スポーツとジェンダー学会編 (2016) データでみるスポーツとジェンダー, 八千代出版, pp.88-89.
- 9) 大東貢生 (2004) ジェンダーと運動音痴の男たち, 飯田貴子・井谷恵子編, スポーツジェンダー学への招待, 明石書店, pp.211-213.
- 10) 井谷恵子・片田孫朝日・若林淳子 (2006) 体育授業におけるジェンダー体制の生成—高等学校の持久走授業を事例に, スポーツとジェンダー研究 4: 4-15.
- 11) トマス・ラカー, 高井宏子・細谷等訳 (1998) 『セックスの発明—性差の観念史と解剖学のアポリア』(工作舎), シンシア・イーグル・ラセット (1994) 上野直子訳『女性を捏造した男たち—ヴィクトリア時代の性差の科学』(工作舎).
- 12) 小倉孝誠 (1999) 「女らしさ」はどう作られたのか, 法蔵館.
- 13) 村岡健次 「「アスレティシズム」とジェントルマン—九世紀のパブリック・スクールにおける集団スポーツについて—」『近代イギリスの社会と文化』, ミネルヴァ書房, 2002年, pp.99-132.
- 14) イヴ・K・セジウィック, 上原早苗・亀澤美由紀訳 (2001) 男同士の絆—イギリス文芸とホモソーシャルな欲望—, 名古屋大学出版会.
- 15) Eric Anderson (2010) In the game: Gay athletes and the cult of masculinity, State University of New York Press. (Kindle版)
- 16) マイケル・メスナー, 吉川康夫訳 (2004) スポーツ・男性・ジェンダー, スポーツとジェンダー研究 2: 67-74.
- 17) 藤原直子 (2018) 脱異性愛主義を目指して, 飯田貴子・熊安貴美江・来田享子, よくわかるスポーツとジェンダー, ミネルヴァ書店, p.166.
- 18) ここに示した性的マイノリティの人々の枠組みを示す用語は「井谷聡子・来田享子 (2016) スポーツとセクシュアリティ, 日本スポーツとジェンダー学会編, データでみるスポーツとジェンダー, p.151」の解説を用いた.
- 19) Caroline Symons, Melissa Sbaraglia, Lynne

- Hillier, Anne Mitchell (2010) Come out to play : The sports experiences of lesbian, gay, bisexual and transgender (LGBT) people in Victoria. Institute of Sport, Exercise and Active Living (ISEAL) and the School of Sport and Exercise at Victoria University.
- 20) 風間孝・飯田貴子・吉川康夫・藤山新・藤原直子・松田恵示・來田享子 (2011) 性的マイノリティのスポーツ参加-学校におけるスポーツ経験についての調査から. スポーツとジェンダー研究, 9 : 42-52.
- 21) European Union Agency for Fundamental Right (2014) European Union lesbian, gay, bisexual and transgender survey: Main result. http://fra.europa.eu/sites/default/files/fra-eu-lgbt-survey-main-results_tk3113640enc_1.pdf. (LGBTが社会において経験する排除や差別的扱いに関する調査の中に、スポーツやフィットネス領域に着目した項目が含まれている)